

年金改革

21世紀への課題

村上清



東洋経済新報社

112
4751
286

村上
清

21世紀への課題

年金改革



東洋経済新報社

著者紹介

大正15年 愛媛県に生まれる。
昭和25年 東京大学経済学部卒業。
現在 年金評論家、国家公務員等共済組合審議会委員。
著書 『年金の知識』（日経文庫）、『企業年金の知識』（日経文庫）、『企業年金の新設計』（日本生産性本部）、『年金制度はどうか』（東洋経済新報社）、など多数。

年金改革

1993年 7月15日 発行

著者 むらかみ きよし 村上 清

発行者 神尾昭男

発行所 〒103 東京都中央区日本橋本石町1-2-1 東洋経済新報社

電話 編集03(3246)5661・販売03(3246)5467 振替 東京3-6518

印刷・製本 丸井工文社

本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。これらの許諾については小社までご照会ください。

© 1993 〈検印省略〉 落丁・乱丁本はお取替えいたします。

Printed in Japan ISBN 4-492-70027-7

まえがき

若い人たちと話していると、「自分たちが引退するころには、年金制度はパンクしてしまっているのではないか」という声をよく聞く。高齢化の進行、出生率の低下、加えて近年の経済の停滞。容易でないことは確かである。二一世紀には総人口のうち四人に一人は老人になる。その人たちにまともな給付を続けたら、年金や医療費の負担で、若い人たちは押しつぶされてしまうのではないか。

本当に二一世紀はそんな暗い社会だろうか。高齢化は今に始まったわけではない。三〇年前とくらべると、すでに老人の数は三倍に増えている。老人が増えて世の中が悪くなったかといえば、暮らし向きは三〇年前よりもくまなく豊かになっている。将来についても、ある程度は同じことがいえるのではないか。三〇代以下の人が年金制度に不信感をもつのは世界共通の現象で、どの国でもアンケートをとると似た結果がでる。老後はあまりにも遠い将来だから、不安を抱くのは当然である、といって安閑としてはいられない。高齢化の進行のなかで、年金財政の対応に苦慮しているのも、各国に共通の現象で、さまざまな有効な方策を模索している。いくつかの国では、年金の支給年齢の引上げに取り組んでいる。

日本でも、厚生年金、共済年金の支給年齢を、現在の六〇歳から六五歳に引き上げる案が、次の改正期に提案されることは必至である。といって、企業や役所の定年が六五歳に引き上げられる見込みは薄い。六〇歳をすぎれば、人によって健康度に差があり、まともな就労は困難な人もいる。職を求めても、十分な雇用の機会があるとは限らない。その人たちの生活は、どうやって保障するのか。六〇歳までに、すでに四十数年、骨の折れる仕事に従事し、心身ともに疲れきって、ゆっくり引退生活を送りたい人に、引退の自由はないものだろうか。

六〇歳定年で粗大ゴミ。本人は働く意欲はあるのに、適した職場のない人もいる。この人たちには、雇用の機会を提供し、生産に貢献してもらう努力は絶対に必要だが、働けない場合の所得保障の途も準備されていないと、ただ年金の支給を五年遅らせるといふのでは、みんなが安心はできない。六五歳支給は、方向としては避けられないが、社会が適応できる形で取り入れないといけない。

さらに政府は、平成七年を目途に、年金制度の一元化を公約している。これが各制度、さらには各勤労者の老後設計にどうかかわってくるかも、見守っていかねければならない。

日本は国民皆年金のはずだが、自営業等の国民年金では、三人に一人は保険料を納めていない。ある人は「足元の砂が崩れるような危うさで、空洞化が進んでいる」と評している。昭和六一年以後、国民年金は全国民に共通の基礎年金になり、その財源の負担は厚生年金や共済年金ともプールされているから、空洞化はサラリーマンにも無関係のことではない。

サラリーマンの世帯では、専業主婦は掛金なしで年金のつく仕組みになっているが、届け出が必要

である。届け出は、当初だけでなく、夫や妻の仕事が変わるつど、きちんとしないと、無年金になったり年金が減らされたりする。そのために無年金になる可能性のある人が相当にでるのではないか。六五歳支給、一元化、空洞化——それ以外にも、さまざまな問題を日本の年金制度は抱えている。これらの難問をどう解決したら、高齢化の進んだ二一世紀にも、安定した公平な年金をみんなに約束できるか。

本書では、年金制度の歴史の長い諸外国の経験なども参考にしながら、諸問題への対応の方策を述べた。将来の日本の年金に関心をもたれる方に、若干でも参考になれば幸いである。なお、本書の出版については、東洋経済新報社の山下乾吉、黒野幸春両氏のお力添えによるところが多く、この機会に謝意を表しておきたい。

平成五年五月

村上 清

目次

まえがき

1章 知ると知らぬとで大きな損得

3

一 サラリーマンの妻と年金の手続き

3

二 年金の繰上げ支給

7

三 年金の繰下げ支給

11

2章 年金制度の仕組み

15

一 年金制度は親孝行の社会版

15

二 適用の方法と老後の年金

19

3章 昭和六一年改正の評価と課題

27

4章

年金制度の基本理念

40

一 年金制度の哲学 40

二 恩恵的給付と労働階級への「あめ」 42

三 年金の権利と企業社会 44

四 生活の社会化と世代間扶養 46

五 各国の標準的な年金水準 48

六 年金制度の構造の基本原則 50

5章

年金財政の将来予測の経緯

52

一 高齢化社会と六五歳支給案 52

二 静態計算の財政予測 53

三 財政再計算と予測の変化 57

6章 高齢化と世代間の適正配分

62

一 年金の代替率はグロスかネットか 62

二 ドイツの年金改革の内容 65

三 世代間の適正な配分 67

四 引退年齢の弾力化 69

五 経済成長と高齢化の負担 70

7章 欧米の新しいライフ・スタイル

74

一 欧米と日本の支給年齢 74

二 オランダとフランス 78

三 ドイツ 80

四 イギリスとアメリカ 82

五 スウェーデン 84

六 欧米の新しいライフ・スタイル 86

七 日本への示唆 88

8章 厚生年金の六五歳支給案

92

9章 基礎年金と国民皆年金

- 一 六五歳までの就労と年金 92
- 二 部分年金は成功しているか 96
- 三 六五歳支給の試案 109
- 四 報酬額と年金の代替率 114

118

10章 年金制度の一元化

- 一 年金制度の一元化とはなにか 133
- 二 これまでの経緯 136
- 三 報酬比例年金の一元化 139
- 四 基礎年金と一元化 144
- 五 一元化と厚生年金基金 151

133

11章 厚生年金基金による代行の将来 156

一 賦課方式と積立方式 156

二 基金による代行の効果 159

三 厚生年金財政の見通し 162

四 公的年金と私的年金の調整 170

五 適格年金と厚生年金基金 181

12章 年金制度の損得論 192

一 公私年金の違いと損得論 192

二 損得論と日本の特殊性 194

三 公的年金とはなにか 197

13章 諸外国の年金制度 204

一 イギリスの現状と日本への教訓 204

二 韓国と中国の年金制度 211

三 チリの年金改革 216

四 オーストラリアとニュージーランド

220

14章 残された課題と将来の展望

224

一 アメリカの年金制度の長所と欠点 224

二 日本の年金制度の長所と欠点 226

三 女性の年金 229

四 月収か年収か 234

五 年金の繰上げ・繰下げ支給率 237

六 厚生年金基金と免除料率 242

七 二一世紀のための年金改革 244

あとがき

年金改革——21世紀への課題

1章 知ると知らぬとで大きな損得

一 サラリーマンの妻と年金の手続き

ときどき、テレビで年金の話をする。先日も局の人から電話があった。「今度は、年金制度の落とし穴」というテーマでやりたいと思うのですが……」。

穏やかな表現ではないが、「落とし穴」はある。ほんのちよつとした手続きや判断が原因で、一〇〇万円もの年金の損得が出ることもある。

昭和六一年四月から、サラリーマンの専業主婦は、保険料を納めずに自分の年金がもらえることになった。それ以前は任意加入で、保険料を納めた人だけに年金が出る仕組みだった。現在は保険料の支払いは不要になったが、届け出が必要である。夫がサラリーマンで自分はその被扶養者であることを、市区町村に届け出をしておかないと、齢をとつても年金は出ない。

ほとんどの人は届け出をさせている。しかし数パーセントは未届けの人がいる。六五歳の女性の平均余命は約二〇年。いまの年金額で計算すると、生涯にもらう総額は約一四〇〇万円。たったひと

つの届け出がなかっただけで、これだけの年金がもらえなくなる。

届け出をしたからといって、安心はできない。若い女性がサラリーマンと結婚して、すぐ届け出をすませた。まもなく夫は退職。しばらくして他の会社に通勤、定年まで勤続した。妻は生涯、専業主婦だった。転職の時点では、なにも手続きはしなかった。この場合、妻には老後の年金は出ない。

昭和六一年四月から、日本人の年金適用は三種類に区分けされた。一号（自営業・無業）、二号（サラリーマン）、三号（被用者の配偶者で、概してサラリーマンの妻）である。前出の例では、前の会社を退職してから次の会社に移るまでの期間は、夫も妻も一号になり、月額一万五〇〇円の国民年金の保険料を納め、再就職をして、改めて夫は二号、妻は三号の手続きをする。この手続きをしていないと、妻の老後は無年金になる。国民年金の受給には最低二五年の加入が必要で、この例では手続きのなかった時点以後は加入期間と認められず、必要な加入期間を満たさないためである。

別の女性の場合、制度改正のあった昭和六一年には届け出ていた。しかし三年後に三カ月間勤めに出て厚生年金に加入し、三号でなくなった。勤めを辞めて専業主婦に戻ったときに、ふたたび三号の届けをすべきだったが、知らずに過ごしていた。

最近、人に教えられて、届け出た。年金の加入は二年間はさかのぼれる。この女性も、二年間はさかのぼって手続きをしたが、一年二カ月分は空白になった。これで、六五歳からもらえる月額約六万円の基礎年金が約二三〇〇円少なくなった。年間で二万八〇〇〇円、平均的に生きると五六万円の損である。

表 1-1 配偶者の方(第3号被保険者)の届出一覧

届出が必要なとき	加入者の種類の変更	届出の種類
ご主人が自営業をやめて 会社に就職	第1号被保険者 ↓ 第3号被保険者	市区町村に 種別変更届
会社員と結婚後に20歳到達	未加入 ↓ 第3号被保険者	市区町村に 資格取得届
家事手伝いなどの人が会社員と結婚	第1号被保険者 ↓ 第3号被保険者	市区町村に 種別変更届
結婚退職	第2号被保険者 ↓ 第3号被保険者	市区町村に 種別変更届
共働きの中止		
ご主人が会社を退職して 自営業に	第3号被保険者 ↓ 第1号被保険者	市区町村に 種別変更届
奥さまの収入が増加		
離婚		
共働きの開始	第3号被保険者 ↓ 第2号被保険者	市区町村に 種別変更届
ご主人の転職 (厚生年金⇔共済組合) (一般事業所⇔船 船)	第3号被保険者の 資格はそのまま	市区町村に 種別確認届(申出)

サラリーマンの妻が届け出の必要なのは表1-1の場合である。概していえば、夫や妻の仕事が変わったとき、婚姻関係の変わったときである。公務員(共済年金)の夫が退官して民間の企業(厚生年金)に移ったときも同じである。

少し前、大蔵省で年金の担当者が気になり、過去五年間に退官して民間に移ったOBに問い合わせたところ、半数近くが手続きをしていなかった。すぐ手続きをしてもらったが、さかのぼれるのは二年だけ。結果